

介護予防ケアマネジメント利用者への重要事項説明と契約事務について

平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）が始まるのに伴い、地域包括支援センターでの「介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）」が開始されます。

利用者が地域包括支援センターとの信頼関係の中で、安心してサービスを利用できるように、新たに「介護予防ケアマネジメント」を開始する際は、必ず重要事項説明をすると共に新しい契約書様式での契約を行ってください。

◆ 新しい契約書を作成する対象者

要支援者 ⇒ 下記の①、②両方に該当する方

- ①平成 29 年 4 月以降に新規・更新・区分変更により要支援認定を受けた方
（認定有効期間の開始年月日が平成 29 年 4 月 1 日以降の方）
- ②介護予防・生活支援サービス事業のみを利用し、予防給付のサービスを利用しない方

事業対象者 ⇒ 平成 29 年 4 月以降、基本チェックリストにより該当した第 1 号被保険者の方

- ※ 新しい契約書様式は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント共通様式です。
- ※ 予防給付サービスを利用する方についても、月によってサービス内容が変更する（例：訪問型や通所型サービスを毎月利用し、福祉用具貸与や、不定期にショートステイ等の予防給付サービスを利用する可能性がある）など、今後介護予防ケアマネジメントに該当する可能性があるため、新しい契約書に切り替えておくことをお勧めします。

◆ 新しい契約書の作成時期

要支援者 ⇒ 認定有効期間が平成 29 年 4 月 1 日以降に切り替わった方から順次作成

事業対象者 ⇒ 事業対象者として登録され、介護予防ケアマネジメントを開始する際に作成

◆ その他事務処理について

重要事項説明と契約書の締結を行います。地域包括支援センター、又は委託された指定居宅介護支援事業所は、利用者へ説明を行い、同意を得てください。

【作成書類】

- ①契約書 ②重要事項説明書 ③個人情報使用同意書

※ 新しい契約書様式等は参考例です。各事業所において適宜適正なものに修正してください。